

## 直接かつ常時雇用を確認できる書類について(令和7年12月2日～)

建設工事等における技術者等の直接かつ常時雇用関係にあることを確認できる書類について、健康保険被保険者証(健康保険証)を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了したため、令和7年12月2日以降「健康保険被保険者証」は雇用を確認できる添付書類として使用できません。

それ以外の書類については取り扱いに変更はありませんので、下記のいずれかを添付いただきますようお願いいたします。

### 雇用を確認できる書類

各技術者について、直接的かつ恒常的(3ヵ月以上)な雇用関係が確認できる雇用保険・社会保険等の写しを添付してください。(何れかひとつで可)

**※個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒塗り(原本に付箋紙を貼ってコピー等)してください。**

	常時雇用を証する書類	採用日の確認事項
工事・ コンサル 共通	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	標準報酬決定年月日
	住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書	通知日
工事	監理技術者資格者証(講習終了履歴や備考欄に記載がある場合は裏面の写し)と監理技術者講習修了証	交付年月日
	経営事項審査結果通知書と当該経審申請時の「技術職員名簿」(別紙二)	審査基準日
コンサル	建築士事務所登録証明書	登録年月日
	測量士名簿記載事項証明書	発行日
	技術士登録証明書	登録年月日
	RCCM登録証	登録年月日